



宮 崎 県 公 報

令和元年8月13日(火曜日) 第29号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁	公 告	頁
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障がい福祉課) 1		○大規模小売店舗の変更に係る届出……………(商工政策課) 1	
		○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 2	

告 示

宮崎県告示第233号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和元年8月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
つばき薬局	日向市	薬局	令和元年8月1日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年8月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン多々良ショッピングセンター
延岡市岡富町 154番地 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
- 変更しようとする事項
 - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数
(変更前) A棟東側(駐車場No.1) 283台
B棟東側(駐車場No.2) 113台
A棟敷地北東側(駐車場No.3) 23台
A棟敷地北側(駐車場No.4) 65台

- | | |
|---------------------|------|
| A棟敷地北西側(駐車場No.5) | 178台 |
| A棟西側(駐車場No.6) | 22台 |
| 合計 | 684台 |
| (変更後) A棟東側(駐車場No.1) | 249台 |
| B棟東側(駐車場No.2) | 113台 |
| 合計 | 362台 |
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 3箇所 A棟敷地北側、東側及び南側(駐車場No.1)
2箇所 B棟敷地北側及び南側(駐車場No.2)
1箇所 駐車場No.3敷地南側
1箇所 駐車場No.4敷地南側
1箇所 駐車場No.5敷地東側
1箇所 A棟敷地南側(駐車場No.6)
(変更後) 3箇所 A棟敷地北側、東側及び南側(駐車場No.1)
2箇所 B棟敷地北側及び南側(駐車場No.2)
 - 変更の年月日
令和2年3月30日
 - 変更する理由
駐車場敷地の賃貸借契約の解約のため
 - 届出年月日
令和元年7月29日
 - 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
令和元年8月13日から令和元年12月13日まで
 - 意見書の提出先及び期間
 - 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - 期間
令和元年8月13日から令和元年12月13日まで
 - 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、木森井堰土地改良区(国富町)から令和元年6月21日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年8月13日

宮崎県知事 河野俊嗣